

静岡県告示第815号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川勝平太

1 稲取自然公園鳥獣保護区（昭和56年10月30日 静岡県告示第942号）

(1) 区域（区域表示の変更）

町道上野アスド線と赤坂線との交点を起点とし、伊豆急貸付地を字崎の沢と大嶽との境まで西に進み町有植林地と伊豆急貸付地との境を字フトウが峯まで北西に進み東京電力送電線下の交点に至る。同地点から送電線沿いに北へ進み稲取ゴルフ場進入道路に至る。同地点から日本製紙（株）造林地と町有地（字セイリ）との境を南東に進み、稲取ゴルフ場進入道路に至る。同地点から翁ヶ原境の公衆用道路を南に進み、町道上野アスド線との交点に至る。同地点から町道上野アスド線を東に進み日軽開発（株）分譲地の公衆用道路との交点に至り、更に公衆用道路を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、浅間山と大峰山に挟まれた林野であり、キジ、ヤマドリ等多数の野生鳥獣が豊富に生息している地域である。このため、静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、積極的に野生鳥獣の保護繁殖に努める必要がある。

2 函南町鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第699号）

(1) 区域（区域表示の変更）

南箱根ダイヤモンド検問所正面の町道2-11号線上の点を起点として、同地点から町道丹那1号線に沿って東進し、町道ダイヤモンド198号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、同町道の終点に至り、同地点から30メートル東進し、沢に至り、同地点から同沢伝いに南進し、県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、伊豆の国市境に至り、同地点から同市境に沿って西進し、町道ダイヤモンド19号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド67号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤモンド68号線に至り同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤモンド73号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド82号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド78号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド85号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド86号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド97号線に至り、同地点から同町道に沿って終点に進み、同地点から水平距離で70メートル北に、町道ダイヤモンド88号線の終点に向かって進み、同地点から同町道に沿って東進し、町道2-11号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤモンド221号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進

し、町道ダイヤランド 223 号線に至り、同地点から同町道に沿って 350 メートル東進し、同線左側の階段に沿って進み、町道 2-11 号線に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って南西進し、町道ダイヤランド 91 号線に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド 11 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道ダイヤランド 7 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、別荘地である南箱根ダイヤランドを含む区域となっており、狩猟を法的根拠に基づいて明確に禁止し、事故の防止に万全の対応を行う必要がある。また、野生鳥獣の生息地に適しており、鳥獣保護区として更新する必要がある。

3 富士市境塚鳥獣保護区（昭和 46 年 10 月 26 日 静岡県告示第 699 号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道 469 号線と林道愛鷹線との交点を起点とし、同所から同林道を 1 キロメートル程南進し標高 917.8 メートル地点に至り、同所から沢沿いを北進し林道ヌカリヤ線に至り、同所から同林道に沿って 200 メートル西進した地点に至り、同地点を北進してヌカリヤ沢に至り、同所から北進し国道 469 号線に至り、同所から同国道に沿って 1.1 キロメートルほど西進し北側植林地のヒノキを 1 本通り抜いてある地点（ガードレールに赤色のペイント）に至り、同所から植林境を北進し作業道西久保線に至り、同所から同作業道を 100 メートルほど北進し市有林境に至り、同所から北北東に 200 メートルほど進み市有林境に至り、同所から北北西に 100 メートルほど進み林道板小屋線に至り、同所から同林道を北進し林道富士山麓線に至り、同地点から同林道に沿って北西に進み富士山南鳥獣保護区との境界に至り、同地点から同境界に沿って東進し富士市と裾野市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み林道板小屋線に至り、同地点から同境界と別れ 500 メートルほど南進し林道富士山麓線に至り、同地点から同林道に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、標高 800～1,000m の富士山麓南東部、愛鷹山麓北西部に位置し、広葉樹が点在するスギ・ヒノキ人工林が広がり、また、富士山南鳥獣保護区と愛鷹山麓西鳥獣保護区に挟まれているため、野生鳥獣の生息地として適した地域として保護を図る。

4 上稲子鳥獣保護区（昭和 56 年 10 月 30 日 静岡県告示第 942 号）

(1) 区域（区域表示の変更）

富士宮市と旧芝川地区境界線上にある大助峠の登山道と境界線との交点を起点とし、同地点から山道

に沿って西北西に600メートル進み入山線支流の沢に至る。同地点から入山線支流の沢に沿って西南西に進み入山川に至る。同地点から入山川に沿って南西に進み入山林道に至る。同地点から沢に沿って西に進み尾根の山道（木場道）に至る。同地点から稲子川支流の沢に沿って南西に進み西沢林道との交点に至る。同地点から西沢林道に沿って北西に進み西沢林道と歩道との交点へ至る。同地点から歩道に沿って西に進み富士宮市（カノタ峠）と山梨県境界線との交点に至る。同地点から県境界線に沿って北に進み三角点（897.1メートル）に至る。同三角点をさらに北東に進み標高点（986メートル）と標高点（1,086メートル）を経て静岡県（旧芝川地区、富士宮市）と山梨県（南部町）境界線との交点に至る。同地点から旧芝川地区、富士宮市の境界線を南東に進み天子ヶ岳（1,330メートル）に至る。同地点から境界線に沿って南東に進み標高点（1,156メートル）を経て三角点（1,084.3メートル）に至る。同三角点をさらに南東に進み標高点（863メートル）を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、標高400～1,300mの天子山系天子ヶ岳の南部に位置し、スギ、ヒノキ、マツを中心とした人工林とブナ、コナラなどの広葉樹が生息し水源に恵まれているため、鳥獣の生息地としての保護を図る。

5 青木西の山鳥獣保護区（平成13年10月26日 静岡県告示第898号）

(1) 区域

県道三沢富士宮線と一級河川潤井川との交点を起点として、同所から同県道を西進し、東海旅客鉄道身延線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、富士宮市と芝川地区との境界線に至り、同所から同境界線を北進し、里道との交点に至り、同所から里道を北進し、一般市道下条46号線との交点に至り、同所から同線を東進し、一般市道青木11号線との交点に至り、同所から同線を北東に進み、県道白糸富士宮線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、一級河川潤井川との交点に至り、同所から同河川を南進し、起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、富士宮市街地の西側に位置し、南北に連なる羽鮒丘陵を中心としている。林野は広葉樹、スギ、ヒノキの混交林で野生鳥獣の生育環境に恵まれているため、鳥獣の生息地としての保護を図る。

6 高草山鳥獣保護区（昭和56年10月30日 静岡県告示第942号）

(1) 区域（区域表示の変更）

県道井川用宗停車場線に架かる化粧橋右岸を起点として同地点から同県道に沿って南進し、市道青木小坂線との交点に至り、同地点から同市道を西進し、市道大和田1号線との交点に至り、同地点から同

市道を山沿いに進み先祖川との交点に至り、同地点から同川を西進し、小坂1号線との交点に至り、同地点から同線を南西進し、市道用宗小坂線との交点に至り、同地点から同市道を南西進し、日本坂峠旧道との交点に至り、同地点から同線を南進し、第1号幹線農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、サコノヤ沢との交点に至り、同地点から同沢を西進し、林道廻沢線との交点に至り、同地点から同林道を南進し、市道高崎花沢線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、第3号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道高崎谷中線との交点に至り、同地点から同市道を北西進し、第2号支線農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、第1号幹線農道との交点に至り、同地点から同線を南西進し、第9号水路兼農道、第8号水路兼農道を経て市道坂本林豊院線との交点に至り、同地点から同市道を西進し、坂本東沢との交点手前50メートルを北進し、同沢を70メートル北西進し、同沢合流点を左に折れて北進し、同沢から坂本地先歩道に入り、標高198.3メートル地点を経て南西進し、西谷川との交点に至り、同地点から同川を150メートル南西進し、美樽橋を経て坂本地先歩道との交点に至り、同地点から同歩道を北西進し、標高144.8メートル地点を経て第10号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、標高127.9メートル地点を経て第3号基幹農道との交点に至り、同地点から同線を北進し、第11号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を岡部方面に進み、第5号水路兼農道、第2号幹線農道、第1号幹線農道を経て、国道1号線岡部バイパスとの交点の手前100メートルへ至り、同地点から同バイパスの100メートル東の線に沿って静岡方面へ進み、県道藤枝静岡岡線との交点に至り、同地点から同県道を北東進し、市道丸子川沿線との交点に至り、同地点から同市道を南東進し、途中井尻地区の向山及び谷津山の山裾を通り、市道丸子川沿線との交点に至り、同地点から同市道を南東進し、寺田橋へ至り、同地点から丸子川に沿って南東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は都市近郊に位置し、貴重な野生生物の生息地として数多くの人が訪れていることから、今後も野鳥を中心とした鳥獣の保護、繁殖を図る。

7 口坂本鳥獣保護区（昭和61年10月17日 静岡県告示第931号）

(1) 区域（区域表示の変更）

富士見峠を起点とし、井川高原自然歩道を大日峠まで北東に進み、旧県道井川静岡線との交点に至り、同地点から旧県道井川静岡線を南下し、県道井川湖御幸線（水のみ茶屋）との接点に至り、同地点から県道井川湖御幸線に沿って北進し、市道開拓1号、3号線との接点に至り、同地点から市道開拓1号線を北東に進み、林道竹ノ沢線との接点に至り、同地点から林道竹ノ沢線を約150m南下し、未舗装路との接点に至り、同地点から未舗装路を北東に進み、農道勘行峯線との接点に至り、同地点から農道勘行峯線を東進し、鍵尾峰（旧井川村、玉川村の境界）西麓の尾根筋との交点に至り、同地点から尾根筋を東進して鍵尾峰に至り、同地点から旧井川村、玉川村の境界の稜線を南東に下り、大根畑峠を經由し、大野山頂に至り、竹ノ沢尾根を下り、県道井川湖御幸線に交わり、中河内川と竹ノ沢との交点に至

り、同地点から南西方向の尾根を高山、くるみ代を經由して、大岳の稜線、旧井川村と玉川村の境界に至り、同稜線に沿って北西に進み、笠張峠と県道三ツ峰落合線との交点に至り、同地点から県道三ツ峰落合線沿いに北西に進み、県道南アルプス公園線との接点に至り、同地点から県道南アルプス公園線沿いに北東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は口坂本温泉があり、大日峠付近は奥大井県立自然公園とも重複し、近隣の県民の森、井川少年自然の家やスキー場を訪れる人も多く、狩猟を行うことは危険なため安全確保を図る。また本地域は中心部に中河内川が流れ、周囲に温帯性の森林も有し、貴重な自然環境を有した地域であり、多くの野鳥の生息地でもあることから、その生息地を保護し、市民が自然と触れ合う貴重な場としての環境を保全するため指定する。

8 東海自然歩道両河内鳥獣保護区（平成3年10月29日 静岡県告示第912号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市清水区西里725番地を起点として、同地点から市道西里伏木黒川線を西進し、下黒川と竜爪山を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道を南進し、旧両河内と旧清水の境を通り、穂積神社を経て竜爪山に至り、同地点から清水区の境界線に沿って北進し、真富士山を経て林道石沢線の終点と真富士山を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道を南東進し、国有林と民有地の境との交点に至り、同地点から国有林境に沿って北進し、大平治山運搬路との交点に至り、同地点から尾根沿いに北西進し、湯野に至り、同地点から清水区の境界線を北進し、青笹山に至り、同地点から山梨県境に沿って東進し、田代峠、徳間峠を経て、大字大平と中河内との交点に至り、同地点から大字境に沿って南進し、大字河内と中河内境を通り、元沢と板井沢を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道を南西進し、林道元沢金石線との交点に至り、同地点から同林道に沿って南西進し、静岡市清水区元沢1624番地に至り、同地点から山裾を通り、市道茂野島河内線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、興津川にかかる西河内小学校上流の吊り橋に至り、同地点から県道大向富士線を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、興津川の流域で水源に恵まれた森林が広がり、野生鳥獣の生息に適した環境であるため、その保護を図る必要がある。また、中央を東海自然歩道が通り、竜爪山、真富士山などへの登山者が自然と接する憩いの場所となっている。登山者などの来訪者が多い当区域内で狩猟活動を行うことは危険で不適當である。

9 麻機鳥獣保護区（平成23年10月28日 静岡県告示第797号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道1号線バイパス線千代田上土ICと県道山脇大谷線との北側交点を起点とし、同県道山脇大谷線を北西進し同県道南側側線を経て農道観山3号線との交点に至り、同所から同農道を麻機遊水地沿いに西進し市道南大曲下3号線に至り、同所から同市道を南西進し市道南3号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し農道遊水地外回り線との交点に至り、同所から遊水地外周沿いに同農道を北東に進み、県道山脇大谷線との交点に至り、同所から同県道北側側線を北西進し市道巴川有永右岸堤添線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道麻機小南住宅5号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道北部改良区4号線を経て市道東上土新田沼上線との交点に至り、同所から同市道を山沿いに南進し、市道天神前2号線を経て市道天神前1号線を第3工区沿いに北東進し農道諏訪2号線との交点に至り、同農道を南東進し浅畑川に架かる橋を渡り市道南沼上上土線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道南沼上4号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、農道石亀線に至り、同所から常葉学園総合グラウンドの敷地南外周沿いに進み、農道諏訪5号線、市道南沼上口の谷線を経て市道南沼上上土線に至り、同市道を南進し市道流通センター1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、以後流通センター地区境界沿いに南進し、市道南沼上5号線を経て市道流通センター5号線に至り、同市道を西進し市道川合加藤島線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道1号線バイパス線との交点に至り、同所から同バイパス線北側側道を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 静岡市近郊に残された、自然植生が豊富で鳥類の生息繁殖の好適な地域であり、渡り鳥の主要な渡来地域、野鳥保護思想の普及啓発の場として指定する。

10 磐田原鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第699号）

(1) 区域（区域表示の変更）

富里大久保線と大久保見付幹線との交点を起点とし、同地点から大久保見付幹線に沿って北進し、向笠新屋匂坂中幹線との交点に至り、同地点から匂坂上32号線を北進し、県道浜松袋井線との交点に至り、同地点から匂坂上31号線を北進し、大久保寺谷線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、県道横川磐田線との交点に至り、同地点から同線沿いに北進し、藤上原1号線との交点に至り、同地点から県道横川磐田線を東進し、藤上原岩井幹線との交点に至り、同地点から袋井市との境界を農道に沿って南進し、藤上原19号線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、藤上原32号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、藤上原岩井幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保74号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保80号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠新屋見付線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠西大久保幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに西進し、富里大久保線との交点に至り、同地点から同線沿いに西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 本区域は、林野の外は主に茶園で占められ、従来鳥獣ではキジ、コジュウケイ、キジバト、ゴイサギ、スズメ等、獣類では、ノウサギ、タヌキ、キツネ等多種類の鳥獣が繁殖、および生息しているため、保護する。

11 県立森林公園鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第699号）

(1) 区域

浜松市浜北区大字四大地8の6番地を起点とし、県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西に進み、市道六本松都田平線との交点大字四大地8の1番に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、主要地方道浜北三ヶ日線との交点大字四大地262番地に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道山下上の前3号線との交点大字宮口288の1番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道高根下大沢線との交点大字尾野高根山下2710番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、国道362号線との交点大字尾野高根山下2582の1番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道大岩涼ノ御所線との交点大字根堅1988の4番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道接待推ヶ脇神社線との交点大字根堅4134番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、大字根堅2608番地に至り、同地点から独立行政法人国立病院機構天竜病院に通ずる道路に沿って西進し、県有林境に接する地点に至り、同地点から同境に沿って西進し、更に南西に進み林道尾野線との交点大字尾野2902番地に至り、同地点から林道尾野線に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 県立森林公園を含み、野生鳥獣の生息地として適地である。

12 京丸周辺鳥獣保護区（昭和57年10月29日 静岡県告示第1032号）

(1) 区域

杉峰部落を起点として作業道杉峰線を北へ進み、林道京丸線へ至る。同地点から林道京丸線を東へ進み、国有林と民有林の境へ至る。同地点から国有林と民有林の境を北へ進み、国有林195林班へ至る。同地点から国有林185林班と195林班の境を進み、ポンジ山へ至る。同地点から尾根沿いに北東へ進み、旧春野町と旧水窪町との境に至る。同地点から同境を北東へ進み、京丸山を経て、高塚山手前の国有林126林班、125林班、241林班及び299林班との交点へ至る。同地点から尾根沿いに南へ進み、竜馬ヶ岳、岩岳山、入手山を経て、国有林262林班、267林班及び民有林との交点へ至る。同地点から谷沿いに国有林と民有林の境を東進し、国有林道杉川線との交点へ至る。同地点からくぼ地を南西へ進み、市道春野中村外山線を経て西山部落へ至る。同地点からくぼ地を北西へ進み、作業道との交点へ至る。同地点から作業道を南西へ進み、国有林266林班へ至る。国有林266林班境に沿ってさらに南西に進み、市道春野高杉小俣線との交点へ至る。同地点から市道春野高杉小俣線を南西へ1キロメートル程進み、同地点か

ら山の中を南西へ進み、市道春野門島線との交点に至る。同地点から市道春野門島線を西に進み、市道春野平城石切線との交点へ至る。同地点から市道春野平城石切線をさらに西へ進み、杉峰部落へ至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 国有林が半分以上を占め、コナラ、ブナ、ツガ、シデ等の広葉樹を主体とした天然林が多い。民有林についてはスギ、ヒノキが良く手入れされており、野生鳥獣の生息地として適地である。